

## 荒木直範 (1894~1927) の社交ダンス教育論について

島根大学教育学部 川野井上 志保

### A Study on Social Dance Education Presented by Naonori Araki

Shiho Kawakami  
Faculty of Education  
Shimane University

#### はじめに

荒木直範は大正9(1920)年から昭和2(1927)年にかけて活動した体育研究者であり、YMCA体育主事・東京女子体操音楽学校教官を歴任し、特にダンス教育の普及に貢献した人物である。大正12年に出版された荒木の初めての著書『体育ダンスと社交ダンス』<sup>1)</sup>は初心者向けの教習書であるが、このうち社交ダンス編は社交ダンスの入門書としては、我が国初の本格的社交ダンス教習書とされている鈴木四十の『社交ダンス』<sup>2)</sup>に次ぐ古い文献である<sup>3)</sup>。このことは、彼が社交ダンスにおいても早期からその指導にたずさわっていたことを示している。

『体育ダンスと社交ダンス』は、荒木がYMCA体育主事を辞職し研究者への道を歩み始める直前に書かれたもので、研究者としての彼の思想の出発点を示すものである。しかしながら、以後、彼の遺した著書の内容は殆どが体育ダンスに関するもので、社交ダンスに関する著書は発表されていない。したがって、これまで彼に対する評価は、主として体育ダンス教育における業績に対して下されており<sup>4)</sup>、社交ダンス教育における業績については殆ど取上げられず、未評価のままであった。

そこで本研究では、『体育ダンスと社交ダンス』の考察を通して、荒木の展開した社交ダンス教育論の特徴を明らかにし、さらに彼が大正期の社交ダンス流行の中でどのような役割を果たしたかについて考えることとする。

#### 大正後期の首都圏における社交ダンスの流行

##### <個人的趣味としての社交ダンスの流行>

荒木の社交ダンス教育論の詳細をみていく前に、その背景となる大正後期の首都圏に於ける社交ダンスの流行状況を文献から探ってみたい。

我が国で初めて社交ダンスが行われたのは明治16(1883)年のことであつた<sup>5)</sup>。その後、明治16(1883)年の鹿鳴館建設の頃から、外務卿井上馨らにより欧化政策の一端として政府要人の間で社交ダンスが奨励さ

れ、盛んに舞踏会が開かれていたが、明治20（1887）年の井上失脚後は、在日外国人や上流階級の一部でわずかに舞踏会が開かれていたのみで、社交ダンスはごく限られた人々の間で踊られていたにすぎなかった。

やがて、大正期にはいと、我が国初の営業ダンスホールがオープンした。それは鶴見花月園舞踏場である<sup>6)</sup>。この頃から同好会・研究会形式の社交ダンスサークルが帝国ホテル・横浜グランドホテルなどにつくられ、在日外国人や海外渡航経験者の指導を受けながら定期的に活動を行うようになった<sup>7)</sup>。このようなダンスサークルに参加していたのは、華族・貿易商・官公吏らとその家族であり<sup>8)</sup>、彼等にとってダンスは「社交の一助として、且は体育にも亦娯楽としても高尚視されている」<sup>9)</sup>もので、とりわけ「外国に行く人、帰朝した人などには是非必要で、外人との交際上心得て置かねばならない」<sup>10)</sup> 社交上の必須教養として認識されていた。このように、東京・横浜では、関東大震災によって壊滅的打撃を受けるまでは、ダンスホールやホテルなどでの舞踏会やサークル活動などを通して、社交ダンスの愛好者層は一部の上流階級から都市のインテリ市民階級へと次第に拡大していったのである。

### <社交ダンス普及への課題>

上記のような過程で普及・発展してきた社交ダンスであったが、さらに普及させていくためには、解決すべきいくつかの課題があった。

その一つは、社交ダンスのマナーや技術に関する情報の少なさである。今日、社交ダンスに関する情報は専門雑誌や教習書、テレビ番組やビデオ教材など様々な形で我々に提供されている。しかし荒木が著書を出版した大正後期には、新聞や雑誌に社交ダンス関係の報道記事が散見される程度で、教習書は殆ど出版されておらず、ダンス教師について教習をうけることが社交ダンス習得の主たる方法であった。このような当時の状況下では、実践に役立つ情報は、今日のそれに比べてかなり不足していたと推察できる。

いま一つは、公衆の面前で社交ダンスを行うのを制限しようとする動きがあったことである。即ち、男女が組んで踊るようなダンスは人前ですべきではないとする世論があったことや防犯対策としてダンスホール営業の取り締まりが強化されたことなどである。

社交ダンスをより広く普及させていくためには、これらのような問題点を解決する必要があったといえる。では、荒木は自らの社交ダンス教育論の中で、この二つの問題点にどう取り組んでいったのであろうか。

## 『体育ダンスと社交ダンス』にみる荒木の社交ダンス教育論の内実

### <『体育ダンスと社交ダンス』執筆の動機>

上流階級から中流階級へと愛好者層が拡大しつつある中で、荒木直範は、社交ダンスのための設備や踊る人の心構えなどが徹底していないという現状とその行末を憂慮し、自ら教習書を出版することにより、広く社交ダンスに対する知識を与え、正しい理解を促し、彼自身の考える社交ダンスの望ましいありかたを普及させようとしていた。それが大正12年に出版された著書『体育ダンスと社交ダンス』である。その執筆の動機は次のように記されている。

「…今や日本も教育界に於てはヂムナスティックダンス、社交界に於てはソーシヤールダンス、劇壇界に於てはステージダンスと言つた様に凡る方面に一種の新らしい空気が充満して其支礎力は比較的力強いものゝ様に観察されるが、此新事実は一面に於ては喜ぶ可き現象ではあるものの、一面に於ては又心配の種である。

…社交ダンスに至つては唯々流行の力に支配されて猫も杓子も是を知らぬものは時代後れの様に考へ、会

場の設備や集会の規律，社交上の教養，精神上的の修養などが是に伴はず，随分危ぶまれる様な事実が偶々目に触れさせられる。かく此現象の内面を透視すれば，実に此假放任して置く訳には行かぬ。…

暗い井戸の蛙見たやうな日本人に新しい光ある此新現象が神から与へられても，日本の社会が無自覚であれば生まれたままの美しい聖い緑い児を親の無自覚のため悪太郎に育てあげるに等しい結果を来す事になる。余は何か術を講じて此喜ぶ可き新現象を完全に育てあげたいものと希ふの余り，其心の一部が此様な小冊子を世に公にするに至ったのである。」<sup>11)</sup>

「日本国も，漸く世界文化に後れないやうに，其御仲間入りがしたい様な気分になって来た。…此場合に，彼は無理解な非難を加へて，折角二葉を出して来た花の芽生へを，踏みにじる可きものではない…今や社交ダンスの如きは皇族を始めとして，上流社会には勿論，中流社会にも及びつつある。著者の希望は，中流に今少し徹底した理解を与へ，是に対する妥当な取扱をして貰い度い事である。浅学をも省ず，筆を執つた理由は其処にある。」<sup>12)</sup>

彼は，まず，日本に欧米から様々な新しい舞踊が紹介されていることを，基本的には喜ばしいことと認識し，その一つである社交ダンスについては，日本が列強の一員と認められた当時の国際情勢<sup>13)</sup>をふまえ，社交ダンスを「日本の国際化」に欠かせない「国際的教養」であると位置付けている。「社交ダンスは教養として必要である」－これが，荒木の社交ダンス教育論の前提となる。

では，彼は自らの社交ダンス教育論をどのようにして擁護していたのだろうか。

## <社交ダンス推奨の根拠>

### ①教養としての社交ダンスの推奨

荒木が自らの論を展開するにあたって，まず最初に取り組んだ問題は，「社交ダンスは社会に害を及ぼすものではない」ということをいかにして人々に納得させるかであった。そのため，彼は「風俗習慣の異なる欧米式社交ダンスは日本人には受入れられないばかりでなくかえって社会に害になる」との一部の世論に対して，次のように反論した。

「…然るに害悪を流す恐れがあるからとて，時代の大勢に従つて打ち寄せて来るものは，之を厭迫し，極力堰止めんとしても，到底功を成す事の出来るものでない事は，歴史が之を明らかに証して居る。…日本国は，比較的世界の大勢より来つた輸入品に対しては，其消化力が強い国であつて，然ればこそ，今日の如く漸く時勢にも振り落されずに，列国に伍して来た事が出来たと云う可きであらふ。欧米から輸入されたる所の社交ダンスも，此意味に於て，我国の風俗習慣の中に吸収し，社会的，或は家族的娯楽用としても，比較的強い消化力に依つて，完全に成長せしめ得る事は，予想するに難い問題ではない。」<sup>14)</sup>

「封建制度の時代の国家に於いては，決して，外来の風俗習慣を輸入する必要は全然なかつたが，世界各国の相互関係が密接になり，従つて，各国民の生活が相接近して来れば，風俗習慣が世界的に共通になる事は，当然の成行と言はねばならぬ。」<sup>15)</sup>

「今や日本人は，日本国の日本人ではなくして，世界の日本人であり，宜しく，世界の善良なる風習は，之を日本の善良なる風習と化さねばならぬ状態にある。社交も早や既に，日本人而巳の交際ではなくして，世界の人と交際しなくてはならなくなった。各個人が，其教養の程度を，国民生活を以て標準として居たならば其人は時代の落伍者である。順らく，世界国際生活を標準として教養を高めねばならぬ。社交ダンスは，即ち，其国際的教養の一つなのである。」<sup>16)</sup>

この主張の背景としては，

\*日本が古来より外来文化を固有文化と折衷させつつ自国の文化様式を發展させてきており，とりわけ明治期以来，国策として欧米文化を積極的に取り込んできた歴史的経緯

\*国際情勢に於ける日本の位置、即ち第一次世界大戦終決を機にアジアを代表する国家とみなされ、国際連盟の常任理事国となった当時の状況

\*資本主義経済の発展に伴って都市のインテリ市民階級が台頭し、いわゆる大正デモクラシー文化に於いて市民的教養形成を振興させようという動きがみられた当時の世相

\*衣食住に於ける習慣の和洋折衷がすすみ、西洋式建物の建築・西洋音楽や洋服の普及・学校教育における西洋式ダンス（遊戯）の採用等、西洋式の事物が生活の中に浸透してきた事実などのような事柄<sup>17)</sup>があると考えられる。

荒木が自らの著書の中で繰り返し主張したのは、これらの国際化時代に於いては世界に通用する欧米式教養を正しく身につけることこそが必要なのであり社交ダンスもその一つである、ということであった。この「欧米式教養の推奨」は、敬けんなキリスト教徒であり、アメリカ人教師に師事し、私生活も純洋式であった<sup>18)</sup> 荒木のダンス教育論全般に特徴的にみられるものである。

## ②女子体育としての社交ダンスの推奨

社交ダンスは男女が組になって踊るものであるため、これまでの世論は、社交ダンスをする女性を品行不良であると非難してきた<sup>19)</sup>。そこで、社交ダンスを推奨する立場としては、女性がダンスをすることは非難されるべきものではなく、価値あるものであるということを世間に知らしめる必要があった。それが以下にあげる主張である。当時の愛好家たちは、音楽にあわせて楽しみながら適度な運動ができるため、社交ダンスはよい体育法になり得ると考えていたが<sup>20)</sup>、荒木もまた、社交ダンス推奨にあたり、特に女性に対する体育上の効用に着目し、以下のように説いている。

「社交ダンスも、矢張り体育上に於いて、人体の進化、筋肉の音律的訓練、姿勢の矯正、動作の優美などの点に於いて、体育ダンスに劣らぬ程の効果がある。」<sup>21)</sup>

「女子が相当の年齢に達すると、余りに激烈な跳躍や重技の運動は反つて体育上に害がある。それかと言って、全然運動しないのは猶更宜しくない。女子の体育は、内蔵の衛生を以て第一とし、運動としては、弱かな動作と染かな歩行が、最も其体質に適合したものである。社交ダンスは、其運動としての要素を、悉く包含して居る」<sup>22)</sup>

「日本の婦人は、学校を出ると直に運動の機関を奪はれて仕舞ふ。衣服と、家と、社会の設備とは、婦人の活動を束縛して居る。婦人の体格が劣つて居る民族は必ず衰へる。婦人の活動を束縛した社会の状態を此儘放任して置けば、ひいては民族衰退の運命に相遇せねばならぬ。多少極端の議論かも知れないが、今日、日本の社会に於ける婦人の束縛を解放して、人間らしく生かしむる唯一の門戸は、社交ダンスを除いて他にない様に思はれる位である。」<sup>23)</sup>

彼は特に成人女性には運動の機会が少ないという現状を指摘し、女性には激しい運動よりもダンスの優雅な動作や緩やかな歩行が適しているとの考えから、社交ダンスを女性のための理想的な体育法として推奨した。また、学生時代に体育ダンスによって西洋式ダンスの基礎的な姿勢・動作・音感などを学んだ後、社交ダンスを学ぶのがよいと提案している。<sup>24)</sup>

このことから、荒木は社交ダンスに生涯教育の一環としての役割を期待していたことがわかる。これは、従来運動の機会が得られにくかった女性にもその機会を与えようと主張していることから、当時としては進歩的な意見であったといえよう。しかし、「女性は優しく美しくあるべきだ」という伝統的女性観と「女性の体育は健康な母体の育成を主目的とし肉体を酷使するような激しい運動をさせるべきではない」<sup>25)</sup> という女子体育観を提示したうえで社交ダンスを推奨していることから、女性の体育法を一定枠内に限定する方向にむけられていたという点で限界があった。

一方、彼は、対象である女性たちが「社交ダンスをしたい」という自発的な欲求や意志を持っているかど

うかについては全くふれていない。したがって、この社交ダンス推奨論は、真に女性の立場に立って主張されたものであるとはいきれない。むしろ、「婦人の体格が劣つて居る民族は必ず衰へる。婦人の活動を束縛した社会の状態を此儘放任して置けば、ひいては民族衰退の運命に相遇せねばならぬ。」<sup>26)</sup>と述べていることから、個人よりも民族の繁栄の方に重点がおかれていたとみることができる。

### <望ましい社交ダンスのあり方>

#### ①社交ダンスの場

荒木の考えによれば、社交ダンスは、その目的が社交にあることから、設備の整ったダンスホール・家庭などに於けるパーティー会場で踊られるものであるとされていた<sup>27)</sup>。但し、彼のいうところのダンスホールとは、カップルで来る客を対象に経営者や支配人が主催者となって舞踏会を開く会員制のダンスホールのことを意味しており、昭和初期に流行した、単独で来る客がホール常駐のプロダンサーを指名してダンスの相手をさせるいわゆるタクシー・ダンスホールのことではない。

そしてピヤホールやバーなどで踊られるダンスについては「全く社交舞踏の神聖を妄瀆するもので、実に排斥す可き行為」<sup>28)</sup>であると断じ、ダンスは上品な雰囲気の中で踊られなければならないと主張した。

また、社交ダンスの教育については、家庭内で家長によって教育をほどこされるのが理想であるが、社交ダンスが各家庭に普及していない現状にあっては、専門のダンス教師について教習をうけるのもやむを得ないことであると述べられている<sup>29)</sup>。

彼の思いえがく社交ダンスのイメージは欧米の中・上流階級の生活に於けるそれであり、彼の理想のなかでは家庭生活に密着したかたちで社交ダンスは存在していたといえよう。しかし、実際には、その後のタクシー・ダンスホールの流行により、社交ダンスは次第にサービス業の対象として定着していった。このことにより、ダンスホールは、警察による法的取り締まりの対象となった。その取り締まり方針は、社交ダンスの場を風俗営業としてのダンスホールに限定して問題の発生を最小限に食い止めようというものであり、ダンスホール以外の場所での社交ダンスは制限されるに至った。このような状況によって、戦前の日本に於いては、家庭的娯楽としての社交ダンスは衰退していかざるを得なかったのである<sup>30)</sup>。

#### ②社交ダンスのマナー

社交ダンスの流行状況を彼なりに観察した結果から、荒木は社交ダンスのための設備や踊る人の心構えなどが徹底していないという現状とその行末を憂慮し、「社交ダンスは紳士淑女の聖潔な社交である」と繰り返して述べ、社交ダンスの教育にあたってはまずダンスの技術よりも社交に対する理解と礼儀を教えなくてはならないとして<sup>31)</sup>ダンスを行うにあたっての心構えについてだけでなく、服装から踊りの申込方に至るまで様々な舞踏会でのマナーを、ひとつひとつ具体例をあげて詳しく説明している。その主な内容は次のとおりである。

\*舞踏会では、正装をし、顔や手は清潔にしなければならない。

\*舞踏会では、しかるべき紹介者なしに見知らぬ男女が組んで踊ってはならない。また、舞踏会で紹介されたからといってそれをきっかけに交際を始めたりにすべきではない。

\*男性は柔和謙遜の態度で女性を労り、清潔な精神を以て集会の神聖を保つよう努めなければならない。

\*女性ははにかんだり弱々しい態度をとってはいけない、凛として高貴な態度であらねばならない。

なかでも彼が繰り返し説いているのは、男女共に品性を高くもち、互いに相手の気持ち尊重しつつ、あくまでも紳士淑女として礼を失することなく品よく振る舞わねばならないということであった。

この、社交ダンス教育に於けるマナーの重視は、社交ダンス禁止論者に対する愛好者側の自主規制としてはたらくものであり社交ダンスを健全に発展させるための方向付けでもあったといえよう。

### ③実技の教習

『体育ダンスと社交ダンス』には、各種社交ダンスとして、15種類の名称があげられているが、その中でも特に踊り方が紹介されていたのは、ワルツ・ワンステップ・フォックストロットの三種類のみである。これらのダンスは、当時この三つさえできればたいいの交際には困らないといわれていたもので<sup>32)</sup>、社交上の教育として欠かせないものであった。

また、実技の教習への心構えとして、

「社交ダンスは、…教養の一つであるからして、ゆつくり、じりじりと、生活上や、或は他の勉強立身上に差支ない範囲に於て学ぶ可きものであり、又、舞踏会があれば、必ず行かねばならぬものでもなく、時偶、其折々に行く可きものであるから、左程変つた新しいステップを覚える必要もなく、又必ずしも上手に踊らなければならぬものでもない。唯上品に、美的に踊ればよいのである。」<sup>33)</sup>

とあり、技術の優劣にこだわらない教養主義の教育方針が、教材の選択や実技教習のあり方にも反映されていたことがわかる。

彼は実技の教習にあたり、いずれのダンスについても、

第一段階 基礎ステップとターニングの練習

↓

第二段階 バリエーションの練習（変形ステップや変形ターンなど）

↓

第三段階 音楽にあわせて踊る練習

という三段階を設け、易から難へ段階をおって学習をすすめられるようにテキストを構成している。

## まとめ～荒木の社交ダンス教育論の特徴と大正期の社交ダンス流行の中で果たした役割

日本に於いては、社交ダンスは明治時代に外交政策の一環として導入されたが、政策推進者の失脚に伴い衰退していった。大正後期に於ける社交ダンスの流行は、愛好者層を一部の上流階級から都市の中流階級にまで拡大したが、ダンスに関する正しい情報を得る手段はごく限られていた。

このような状況の中で出版された荒木の著書『体育ダンスと社交ダンス』のうち「社交ダンス編」は、昭和期に入って次々に出版される社交ダンス教習書の先駆けとなるものであり、社交ダンスに関する情報の乏しかった大正期の現状にあっては、貴重な情報であったと評価できる。

一方、社交ダンスを取り巻く世論は、男女が組んで踊るという形態から、明治期より大正期を経て昭和前期に至るまで風紀上好ましくないものとして社交ダンスを非難していたが、そのような社交ダンス害悪説に対して荒木は、自らの著書を通して、男女が組んで踊るのを問題視するような態度は世界的な風習に程遠い未開人のものであると批判し<sup>34)</sup>、「世界の日本人」としての国際的教養の必要性と「民族の繁栄」のための体育的価値とを根拠に、国家レベルの利益につながるものとして社交ダンスを推奨した。さらに彼は社交ダンスはあくまでも知人同士の社交を目的とした家族的な娯楽であるべきだと主張し、同時に技術よりもマナーの育成を重視することで社交ダンスの健全な発展をはかろうとした。

国家の利益という大義名分を用いて社交ダンス害悪論に反論しつつ、社交ダンスの本質を探り、そこに社交ダンスの在り方を求めた点に、荒木の社交ダンス教育論の主な特徴があったといえる。

以上みてきたことから、社交ダンスが特権階級の社交手段から大衆の娯楽へと変容していく過渡期の中で

荒木直範は、社会体育指導者という立場から、社交ダンスの本質を改めて問い直し、社交ダンスのあり方をその本質にそったものに是正しようと指導した人物であったということがわかった。

ところが実際には、その後昭和期に於けるタクシー・ダンスホールの隆盛によって、戦前の日本に於いては、荒木の示した方針とは逆に、社交ダンスはサービス業の対象として発展し、取り締まり当局の方針によって家庭とは遊離した存在になっていった。それはなぜか。

彼にとって、社交ダンスを学ぶことは、あくまでも紳士淑女としての教養を身につけることであった。これは、社交ダンス教育論全体を通して彼が訴えていた意見であり、ダンス技術の鍛練よりも正しいマナーの育成に重点をおく教育方針や、舞踏会に於いて必要と思われるもののみをとりあげた教材の選択に於いてもこの「教養としての社交ダンス」という視点が反映されていたといえる。この教養本位の社交ダンス推奨論は、インテリ市民階級の台頭という時代の動向を背景にもっており、荒木はこれらの階級に属する人々を対象に論を展開していたのであって、大衆レベルにまで社交ダンスを普及させようと思図していたのではない。大衆を置き去りにした理想論。ここに前述の疑問の答えを探る鍵があるのではないだろうか。その解明は、今後の課題としたい。

#### 引用・参考文献

- 1) 荒木直範P『体育ダンスと社交ダンス』日本評論社. 1923.
- 2) 鈴木四十『社交ダンス』十字屋楽器店. 1922.
- 3) 木下秀明他『体育スポーツ書解題』不味堂出版. 1981. p. 629.
- 4) 川上志保「荒木直範(1894～1927)のダンス教育論とその実際—体育ダンスを中心に—」お茶の水女子大学人文科学研究科修士論文. 1990.
- 5) 永井良和『社交ダンスと日本人』晶文社. 1991. p. 20.
- 6) 前掲書5) p. 40では大正9(1920)年、名須川知子「日本の社交ダンスの歴史」『最新スポーツ大事典』大修館書店. 1987. p. 1211. では大正7(1918)年となっている。
- 7) 読売新聞「舞踏が盛んになった」大正9(1920)年2月14日付記事  
万朝報「日本橋に大舞踏場の新設」大正10(1921)年8月27日付記事  
東京朝日新聞「旺んな勢ひで流行る舞踏」大正10(1921)年10月10日付記事
- 8) 脚注7に同じ
- 9) 東京朝日新聞「旺んな勢ひで流行る舞踏」大正10(1921)年10月10日付記事
- 10) 脚注9に同じ
- 11) 前掲書1) pp. 2-3
- 12) 前掲書1) p. 333
- 13) 日本は、大正8年のパリ平和会議で英・米・仏・伊とともに初めて国際会議の主導権をにぎりその後国際連盟の常任理事国となった。  
今井清一『日本の歴史23 大正デモクラシー』中央公論社. 1966. pp. 193-219
- 14) 前掲書1) pp. 216-217
- 15) 前掲書1) p. 217
- 16) 前掲書1) pp. 217-218
- 17) 和歌森太郎他『日本生活文化史 第9巻 市民的生活の展開』河井出書房新社. 1986. pp. 117-138  
前掲書13) p. 217, pp. 260-261  
前掲書6) 松本千代栄「日本の舞踊教育」1987. pp. 1110-1111
- 18) 真行寺朗生・吉原藤助『近代日本体育史』浅見文林堂. 1927. pp. 674-675.  
古家智美「女子体育の歴史的研究—荒木直範の体育ダンス論—」東京女子体育大学卒業論文. 1967. pp. 6-13
- 19) 前掲書5) pp. 29-37

- 20) 脚注 9 に同じ
- 21) 前掲書 1) p. 239
- 22) 前掲書 1) pp. 240-241
- 23) 前掲書 1) p. 241
- 24) 前掲書 1) pp. 239-241
- 25) 荒木直範「女子体育の現在及び将来」『審美と体育』第 3 巻第 4 号、大日本体育遊技研究会編、1927. p. 10
- 26) 前掲書 1) p. 241
- 27) 前掲書 1) p. 8, pp. 221-225
- 28) 前掲書 1) p. 225
- 29) 前掲書 1) pp. 243-244
- 30) 前掲書 5) pp. 60-74
- 31) 前掲書 1) p. 244
- 32) 脚注 9 に同じ
- 33) 前掲書 1) p. 265
- 34) 前掲書 1) pp. 218-221